

平成 3 1 年度

平塚市市民活動災害補償制度の手引

平塚市市民部協働推進課

目次

第1章 市民活動災害補償制度の概要

1 はじめに	1
2 制度の構成	1
3 保険の契約	1
4 用語の定義	1
5 市民活動の具体例	3

第2章 賠償責任事故

1 対象となる事故	5
2 被補償者	5
3 補償の種類	5
4 補償金の支払いの対象となる損害の範囲	6
5 補償金てん補限度額	6
6 免責金額	6
7 免責事項	7

第3章 傷害事故

1 対象となる事故	7
2 被補償者	7
3 補償の種類	8
4 補償金額	8
5 免責事項	9

第4章 事務処理の手続き

1 概要	9
2 事故の連絡を受けたときの担当課の対応	10
3 事故報告書等の提出	11
4 請求の手続き	11
(別表1) 請求に必要な書類(賠償責任事故)	12
(別表2) 請求に必要な書類(傷害事故)	13
5 事務の流れ	14

第5章 市民活動災害補償制度Q&A

15

第1章 市民活動災害補償制度の概要

1 はじめに

この制度は、市内に活動拠点を置く市民活動団体や継続的にボランティア活動を行う市民の皆さんが公益性のある活動や市主催事業の手伝いをしている際に起きた事故に対して、その救済を図るための補償制度になります。

2 制度の構成

この制度は、賠償責任事故と傷害事故により構成されています。

(1) 賠償責任事故

市民団体及び指導者等が市民活動中の管理、監督の不手際や指導、誘導のミスなどによって、参加者やその他の第三者の生命、身体若しくは財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいいます。

(2) 傷害事故

指導者等又は参加者が市民活動中に発生した急激かつ偶然な外来の事故により死亡し、又は負傷した事故をいいます。

※ 海外での事故の場合は対象となりません。

3 保険の契約

この制度は、平塚市が損害保険会社と契約し、保険料は全額市が負担しています。各団体等は、本制度への加入等の届出は必要ありません。

4 用語の定義

(1) 市民団体

- 次の要件を満たす団体。
 - ① 5人以上で構成する団体
 - ② 自発的に活動を行う団体
 - ③ 市内に活動拠点を置き、市民活動を行う団体
 - ④ 地域社会活動、社会教育・社会体育活動、青少年健全育成活動、社会福祉・社会奉仕活動等の公益性のある活動（平塚市民や社会に貢献する無償の活動）を行っている団体
 - ⑤ 継続的、計画的な活動を行っている団体
- ただし次のような団体は除きます。
 - ① 特定の政治、宗教を目的とした団体及びこれに類する団体
 - ② 営利を目的とした団体

- ③ 企業、事業所等に所属する団体
- ④ 学校管理下及び、学童管理下の団体

(2) 指導者等

- 市民団体において、市民活動の計画、立案及び運営等の指導的地位にある者又はこれに準ずる者並びに市民活動の実施に責任を負う者
- 市民活動の当日に指導者に代わってその市民団体の運営等に当たった者

(3) 市民活動

- 市民団体等が行う地域社会活動、社会教育・社会体育活動、青少年健全育成活動、社会福祉・社会奉仕活動等の公益性のある活動で次の要件を満たすもの。
 - ① 対価を得ずに自由意志のもとに行う継続的、計画的又は臨時的の公益性のある活動
 - ② 無報酬（実費弁償は無報酬とみなします。）で行う活動
※時給・日給・月給で報酬が支払われる場合や、活動に応じて付与されるポイントが換金可能な場合などは対象となりません。
- 市が主催実施する市民活動に類する事業又は活動において、市民が無報酬（実費弁償は無報酬とみなします。）で行う活動
- ただし、次のような活動は除きます。
 - ① 特定の政治、宗教、又は営利を目的とした活動及びこれに類する活動
 - ② 学校管理下の活動
ただし、市民が校長の承認を得て行う児童、生徒の学習活動の指導及び支援は対象とします。
 - ③学童管理下の活動
ただし、学童管理者の承認を得て行う児童、生徒の指導及び支援は対象とします。
 - ④ 自己の楽しみの活動、趣味を深める活動、自助的な活動（自己のために行う活動）及び懇親を目的とした活動
 - ⑤ スポーツ活動を目的とした団体管理下のスポーツ活動中（練習、試合、合宿、遠征中等）における指導者等以外の団体構成員の活動
 - ⑥ 主催者の管理下にない活動

※ 自宅（自宅敷地内は含まれない）と集合地又は出発地及び解散地との通常経路の往復途上における傷害事故も活動中の事故とします。

(4) 参加者

- 市民活動中の指導者等以外の団体構成員
- 市民団体が行う市民活動に直接参加する者
※ 直接参加する者とは、市民活動を実際に行う者のことで、サービスの受け手等の市民活動の対象者（受益者）は含まれません。
- 市民活動に直接参加する者に連れ添う子どもは参加者とみなします。
- サービスの受け手等の市民活動の対象者（お年寄りや子ども等）の付添人は参加者とみなします（親族は除く）。
- 見物人や施設への単なる入場者、講座の受講者等は除きます。

(5) 市民

- 市内在住者
※ 市に主な活動拠点を置く団体又は市が主催実施する事業又は活動については市外居住者も市内在住者とみなし、対象とします。

4 市民活動の具体例

(1) 地域社会活動

地域住民組織の運営活動、防災活動、防犯活動、清掃活動、公共的募金活動、交通安全活動、地域で行う(宗教性の薄い)お祭りの開催及びこれらの準備活動など

(2) 社会教育・社会体育活動

ボランティア養成活動、食生活改善活動、スポーツ活動の運営・指導活動（※注1）、文化活動の運営・指導活動（※注1）及びこれらのための準備活動など

(3) 青少年育成活動

子ども会（※注2）・ボーイスカウト・ガールスカウトなどの地域の青少年育成団体の活動、非行化防止パトロール活動、スポーツ少年団などの運営・指導活動（※注1）及びこれらのための準備活動など

(4) 社会福祉・社会奉仕活動

社会福祉施設援護活動、在宅老人・心身障がい者などのホームヘルプ・ガイドヘルプ活動、手話通訳活動、就労・社会復帰のための援護活動及びこれらのための準備活動など

(5) 市主催事業活動

市が主催・共催する市民活動に類する事業(地区レクリエーション大会、公民館まつりなど)活動、市の依頼業務(まちぐるみ大清掃、防災訓練など)活動、市の委託事業(公園管理清掃委託、地区体育振興業務委託など)活動など

※注1 スポーツを主目的として活動する団体管理下のスポーツ活動及び文化活動を行う団体管理下の文化活動の場合、運営・指導活動をする者（指導者等）のみ対象となります。

※注2 全国子ども会安全共済会の被保険者となっている者（団体）は対象となりません。

第2章 賠償責任事故

1 対象となる事故

市民団体及び指導者等が市民活動中に、管理監督の不手際や指導誘導等のミスによって参加者やその他の第三者の生命、身体若しくは財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故です。

この制度では、偶然な事故によって他人の身体、財物に損害を与え、法律上の賠償責任が発生することが要件となります。

この法律上の賠償責任とは、民法に規定された「不法行為の要件」に該当するもので、いわゆる道義上の賠償責任はこの制度の対象となりません。

※参考【民法第709条】

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 被補償者（事故の際、市に補償金を請求し、これを受け取る権利のある者）

- (1) 平塚市及び平塚市が設立した法人
- (2) 市民団体
- (3) 指導者等

3 補償の種類

(1) 身体賠償

参加者やその他の第三者の身体に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合にてん補されます。

(2) 財物賠償

参加者やその他の第三者の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合にてん補されます。

なお、財物賠償については、被保険者相互間の交叉責任を担保※します。

※被保険者同士で損害賠償責任が発生した場合でも対象となります。

(3) 生産物賠償

市民活動により、製造、販売又は提供された物が原因で、他人の身体及び財物に損害を与えたとき、又は市民活動で提供された役務の結果が原因となって、他人の身体及び財物に損害を与えたとき、法律上の損害賠償責任を負った場合にてん補されます。

(4) 人格権侵害賠償

市民団体及び指導者等の過失・言動等で、参加者または第三者より精神的苦痛を受け、当事者間で訴訟になった場合、訴訟・弁護士費用等についててん補されます。

(相手側から提訴があった場合に限る。)

4 補償金の支払いの対象となる損害の範囲

補償金の支払いの対象となる損害は、次の賠償金及び費用です。(この場合の対象になる損害とは、参加者や第三者の身体の障害及び財物の損壊が生じたものに限りです。)

(1) 被害者に対する損害賠償金

通常は被補償者と被害者との間で示談により決めた額がこの損害賠償金となりますが、裁判による場合はその判決額となります。

例…治療費、通院交通費、入院諸雑費、休業損害、死亡による逸失利益、慰謝料、物品の修理代等

(2) 被害者に対する応急手当、緊急処置等の費用

傷害事故が発生した場合、とりあえず、被害者を病院へ護送したり、応急手当を実施したりした場合の費用等、被害者に対する緊急若しくはやむを得ざる処置のため支出した費用も補償金として支払われます。

(3) 訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬等の争訟費用

訴訟費用、弁護士費用、仲裁、和解又は調停に関する費用も補償金として支払われます。

5 補償金補てん限度額

(1) 身体賠償 1人につき1億円、1事故につき5億円

(2) 財物賠償 1事故につき500万円

(3) 生産物賠償 (1)の1保険期間中における限度額は5億円

(2)の1保険期間中における限度額は500万円

(4) 人格権侵害賠償 1事故につき500万円(1保険期間中における限度額は1,000万円)

6 免責金額

保険の対象となる賠償事故それぞれ1事故につき5,000円以下の損害については免責となります。

例《賠償金100,000円の場合》100,000円－5,000円＝95,000円(補償金額)

《賠償金5,000円以下の場合》賠償金5,000円以下の場合、補償金は支払われません。

7 免責事項(補償金の支払いとならないもの)

(1) 指導者等の故意により発生した事故

(2) 戦争、変乱、暴動、労働争議又は騒じょう

- (3) 地震、噴火、洪水、津波その他の自然変象
(台風、竜巻、落雷、鉄砲水は支払いの対象となる場合もある。)
- (4) 指導者等の同居の親族に対して負担する賠償責任
- (5) 指導者等が所有し、使用し、若しくは管理する車両（専ら人力によるものを除く）又は施設外における動物に起因して負担する賠償責任
- (6) その他賠償責任保険約款等に定められたもの

第3章 傷害事故

1 対象となる事故

指導者等及び参加者が、市民活動中に発生した急激かつ偶然な外来の事故で死亡し、又は負傷した事故です。

対象となるためには、急激性、偶然性、外来性をそれぞれ満たすものであることが必要です。

急激性とは、原因又は結果の発生を避け得ない程度に急迫した状態をいいます。言い換えれば、事故が突発的に発生することを意味しています。

偶然性とは、原因又は結果の発生を事故者が予知できない状態をいいます。事故の発生が偶然であるか、結果の発生が偶然であるか、原因、結果とも偶然であるのかのいずれかであることが必要です。

外来性とは、原因の発生が事故者の身体に内在するものでなく、身体の外からの作用によるものをいいます。

2 被補償者

指導者等及び参加者、市主催事業の参加者

※ 当該活動の見物人や観覧者、入場者等は参加者とは言えないため、この傷害事故の対象とはなりません。

※ 市の職員が市の業務の従事中に起きた事故は、公務災害補償の適用を受けますので、この傷害事故の対象とはなりません。

ただし、市の公務を離れ一市民として活動したり、自治会の役員が単に市の活動の補助者として活動に関与したりしている場合は、公務災害補償の適用を受けないので、この傷害事故の対象となります。

3 補償の種類

(1) 死亡補償

市民活動中の指導者等及び参加者が、急激かつ偶然な外来の事故により傷害を受け、その直接の結果として事故の日から180日以内に死亡したときに支払われるも

のです。

(2) 後遺障害補償

市民活動中の指導者等及び参加者が、急激かつ偶然な外来の事故により傷害を受け、その直接の結果として事故の日から180日以内に後遺障害（身体に残された将来においても回復できない機能の重大な障害又は身体の一部の欠損で、かつ、その原因となった傷害が治った後のものをいう。）が生じたときに負傷者の職業、年齢、社会的地位に関係なく、身体の障害の程度に応じて支払われるものです。

(注) 事故の日から180日を超えて治療を要する場合は、事故の日から181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定します。

(3) 入院補償

市民活動中の指導者等及び参加者が、急激かつ偶然な外来の事故により傷害を受け、その直接の結果として平常の業務に従事すること又は平常の生活ができなくなり、かつ、入院をした場合、事故の日から180日を限度として入院補償日額が入院日数に応じて支払われるものです。

(4) 通院補償

市民活動中の指導者等及び参加者が、急激かつ偶然な外来の事故により傷害を受け、その直接の結果として平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障が生じ、かつ、医師の治療をうけた場合、事故の日から180日以内の通院で、90日を限度として通院補償日額が通院日数に応じて支払われるものです。

(注) 通院しない場合においても、医師の指示によりギプス等を常時装着した結果、平常の業務に従事すること又は平常の生活に著しい支障が生じたと認められる場合は、通院補償する場合があります。

4 補償金額

- | | | |
|-----|--------|---------------------------------------|
| (1) | 死亡補償 | 250万円 |
| (2) | 後遺障害補償 | 250万円～75,000円 |
| (3) | 入院補償 | 1日 3,000円 |
| (4) | 通院補償 | 1日 1,500円 |
| (5) | 手術補償 | 入院補償日額に手術の種類に応じて定めた倍率（10、20、40倍）を乗じた額 |

5 免責事項

- (1) 指導者等及び参加者の故意により発生した事故
- (2) 指導者等及び参加者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為
- (3) 戦争、暴動、変乱、労働争議又は騒じょう
- (4) 地震、噴火、洪水、津波その他の自然変象
- (5) 指導者等及び参加者の脳疾患、疾病（熱中症、日射病、細菌性食中毒を除く）、又は心神喪失
- (6) 他覚症状のないむちうち症（頸部症候群）や腰痛
- (7) 指導者等及び参加者の無資格運転や酒酔い運転等
- (8) 山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険なスポーツを行っている際の事故
- (9) その他費用・利益保険約款等に定めるもの

第4章 事務処理の手続き

1 概要

この補償制度は、自治会、子ども会等をはじめ社会教育、社会体育、社会奉仕活動など多種多様な活動を行う市民団体や指導者等及び参加者を被補償者としています。

市民団体を所管する課（以下「担当課」という。）は、その所管する団体等についての資料や知識、活動内容について十分把握していると思われるので、事務処理を円滑に進めるため担当課の所管する団体等の事故については、この補償制度の事務処理窓口とします。該当する担当課がない個人ボランティアや団体等の場合は、協働推進課を担当課とします。

担当課は、市民団体及び指導者等から提出される平塚市市民活動災害補償制度事故報告書（以下「事故報告書」という。）の受付等の事務を担当します。

なお、市主催事業の中で発生した事故については、事業実施課を担当課とします。当該課長名で事故報告書を作成してください。

市民団体及び指導者等から提出された事故報告書は、担当課で内容を確認し、決裁後に協働推進課へ回付してください。

協働推進課は、事故報告書で報告された事故を市民活動中の事故と認定したときは、平塚市市民活動災害補償制度事故証明書（以下「事故証明書」という。）を被補償者に送付します。また、契約保険会社との折衝及び担当課との調整事務のほか、平塚市市民活動事故判定委員会の事務を行います。

2 事故の連絡を受けたときの担当課の対応

市民活動中に事故が発生したという連絡を受けたときは、担当課は市民団体及び指導者等に次の措置を取るよう指示してください。

(1) 賠償責任事故の場合

- ① 事故の内容を把握し、担当課へ報告する。
 - ア いつ …………… (日時)
 - イ どこで …………… (場所)
 - ウ だれが …………… (加害者の住所、氏名、年齢)
 - エ だれを …………… (被害者の住所、氏名、年齢)
 - オ どうして …………… (事故の状況)
 - カ どうなったか …… (被害の状況、推定損害額、入院など)
- ② 物損事故の場合は、損害を証明するための写真を撮っておく。
- ③ 物損事故の場合で損害額が10万円以上になる見込みの場合は、保険会社が立合い調査をする場合があるので、できるだけ現場を保存し、損害物件は、保険会社の調査が終了するまで処分しないようにしておく。万一、諸般の事情で現場が保存できない場合や修理を急ぐ場合には、保険会社の許可を得て対処する。
- ④ 人身事故の場合には、被害者の保護と安全に万全を期し、事故の拡大防止を図り、必要によっては警察、消防などに連絡して応援を求める。
- ⑤ 事故報告書を担当課へ提出してもらい、20日以内に協働推進課へ提出する。
- ⑥ 人身事故については傷病が完治した時点で、また、物損事故については修理が完了した時点で、加害者と被害者はその損害額について示談をし、示談書を取り交わす。この場合、示談の内容については前もって協働推進課の了解をとりつける。
- ⑦ 賠償を受ける相手にも過失があると判明した場合は、相手方の総損害額にその割合を乗じて得た額を相手方の損害額から控除すること。なお、この過失相殺の割合の判定は、協働推進課と連絡をとったうえで対応する。
- ⑧ 示談書には示談金額の内容を証明する書類（診断書、診療報酬明細書、通院交通費明細書、修理代明細書、写真等）を添付して提出する。

(2) 傷害事故の場合

- ① 事故の内容を把握し、担当課へ報告する。
 - ア いつ …………… (日時)
 - イ どこで …………… (場所)
 - ウ だれが …………… (負傷者の住所、氏名、年齢)
 - エ どうして …………… (事故の状況)
 - オ どうなったか …… (負傷状況、負傷の部位、治療機関名など)
- ② 事故報告書を担当課へ提出してもらい、20日以内に協働推進課へ提出する。

3 事故報告書等の提出

(1) 事故報告書

市民団体及び指導者等から担当課へ提出してもらい、事故発生の日から20日以内に協働推進課へ提出してください。

(2) 添付書類

① 団体の概要を把握できる資料

当該団体の規約、事業実績報告書、事業計画書、予算書、決算書、会員名簿等

② 事故が起きた活動を把握できる資料

当日の活動についてのパンフレット、回覧、通知文等

③ 当日の指導者等及び参加者の名簿

当該活動に参加した全ての方の名簿が必要になります。

ただし、自治会主催の運動会、盆踊り等の行事で、全ての参加者が確認できない場合は、負傷者が当該活動中に負傷した事を把握できる資料を添付してください。

④ 事故発生状況等が把握できる資料

(例)

事故の内容	必要となる資料	理由
物損事故の場合	損害物の写真	損害の状態を確認するため
交通事故の場合	交通事故証明書	交通事故の状況を確認するため
被補償者が自動車、自動二輪車、原付自転車等を運転していた場合	運転免許証の写し	資格を有することを確認するため

4 請求の手続き

(1) 賠償責任事故の場合

市民団体及び指導者等と被害者との間で法律上の問題が解決した後、示談書のほか関係書類（別表1参照）を添付して協働推進課に提出します。

(2) 傷害事故の場合

死亡事故の場合は、死亡した指導者等及び参加者の法定相続人が関係書類を添付し、死亡事故以外の傷害事故の場合は、指導者等及び参加者のケガが完治又は事故の日から180日を経過したときのいずれか早い時点で、関係書類（別表2参照）を添付して協働推進課に提出します。

(別表1)

【補償金請求に必要な書類（賠償責任事故）】

◎は必ず提出 ○は場合により提出 ※は保険会社所定の用紙

必要な書類	対人賠償	対物賠償	備考
市民活動保険金請求書 ※	◎	◎	協働推進課から送付したもの。
平塚市市民活動災害補償制度事故報告書	◎	◎	
示談書 ※	◎	◎	
修理見積書・損害明細書		◎	
写真・図面		◎	全体と損害部分を撮影
死亡診断書 ※	○		死亡の場合
診断書 ※	○		傷害の場合、賠償額や手術の内容、事故の状況等により提出(必要な場合は連絡)
後遺障害診断書 ※	○		保険会社が後遺障害の可能性があると判断した場合(必要な場合は連絡)
診療報酬明細書	○		傷害の場合、治療に要した費用の領収書
交通費・諸経費等の明細書及び領収書	○		公共交通機関を利用した場合、費用や回数の明細書や領収書
休業損害明細書 ※	○		傷害により、休業を余儀なくされた場合 1 給与所得者 事業主よりの源泉徴収票を添付した休業損害証明書 2 自由業・自営業 税務署よりの前年度の所得額証明書又は前年度の確定申告書の控え
省略のない戸籍謄本 (新戸籍編成や死亡により一戸内の全員が戸籍から除かれている場合は除籍謄本)	○		死亡の場合
請求者以外の法定相続人から請求者への委任状(保険会社宛)	○	○	法定相続人が複数いる場合
住民票又は健康保険証の写し	○	○	被補償者が未成年で親権者が請求する場合
権利移転証 ※	○	○	第三者に対する求償権が保険会社に移転した場合

・上記の他に、保険会社等が必要とする書類の提出を求めることがあります。

(別表2)

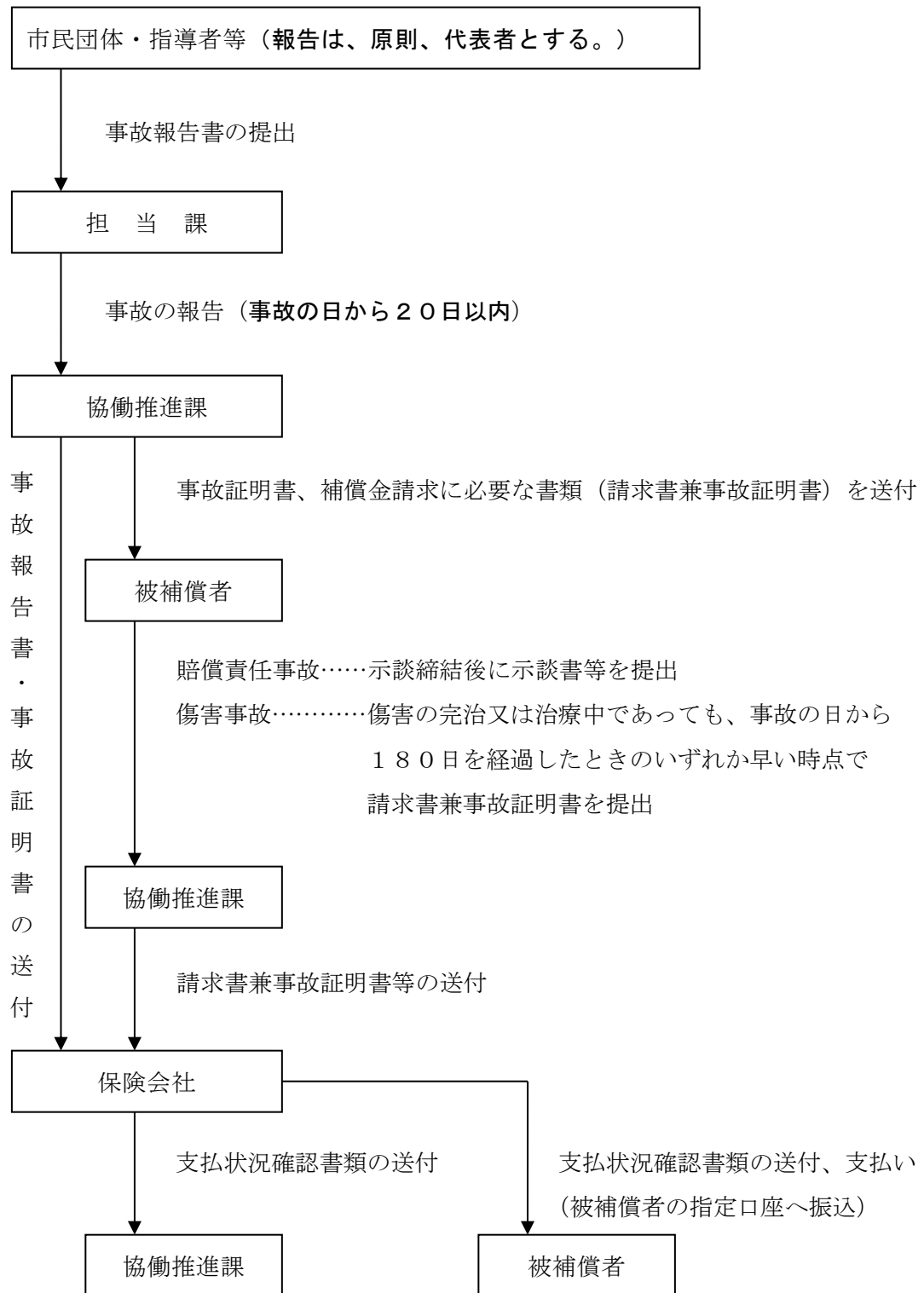
【補償金請求に必要な書類（傷害事故）】

◎は必ず提出 ○は場合により提出 ※は保険会社所定の用紙

必要な書類	死亡	後遺障害	入院 通院	備考
市民活動保険金請求書 ※	◎	◎	◎	協働推進課から送付したもの。
平塚市市民活動災害補償制度事故報告書	◎	◎	◎	
領収書及び診察券の写し			◎	入通院日を確認するため、診察券と全ての領収書の写し。領収書がない場合、通院証明書を提出する。
診断書 ※			○	請求金額が10万円以上の場合
後遺障害診断書 ※		◎		後遺障害が固定した時点又は事故の日から180日を経過した時点で提出
死亡診断書又は死体検案書 ※	◎			
除籍謄本・相続権者の戸籍謄本	◎			
印鑑証明書	◎	○		補償金請求額が100万円以上の場合又は死亡事故の場合
住民票又は健康保険証の写し	○	○	○	被補償者が未成年で親権者が請求する場合

・上記の他に、保険会社等が必要とする書類の提出を求めることがあります。

5 事務の流れ



第5章

市民活動災害補償制度 Q & A

【共通編】

Q 1 臨時の公益性のある活動とは……。

A この制度では、継続的、計画的に市民活動を行っている市民団体が臨時に行う公益性のある活動をいいます。例えば、趣味のサークルが社会奉仕活動を行った場合のように通常の活動以外の市民活動を行った場合、対象とします。

さらに、この制度では、個人の市民活動も対象となりますが、この場合でも、「駅前や公共施設などの清掃」、「社会福祉施設への援護活動」、「子どもたちへのスポーツ指導」などの公益性のある行動を継続的、計画的に行っていることが必要であり、このような市民活動をしている個人が臨時に公益性のある活動をした場合も対象とします。

したがって、休日などに思い立って近所の子どもを遊園地に連れていく、隣の子どもを預かるなどの隣人愛的行為や駅の階段で手を引くなどの親切な行為は、ここでいう臨時の公益性のある活動にはなりません。

Q 2 実費弁償とは……。

A 市民活動とは本来の職務を離れて自分の自由意志で行う性質のものをいうので、これによって対価を得るのは市民活動ではありません。実費弁償の程度についてはいろいろな解釈があり、これを定義づけるのは困難ですが、例えば、奉仕活動を行うにあたっての交通費や昼食代などは実費弁償の範囲に含まれるものと思われます。

時給・日給・月給で報酬が支払われる場合や、活動に応じて付与されるポイントが換金可能な場合などは実費弁償とはみなせないで、対象となりません。

Q 3 子ども会で夏休みの朝にラジオ体操を行っていますが、親戚のところに遊びに来ている子どもたちも参加することがあります。このような会員以外の人も対象となりますか。

A 対象外です。

この制度は、計画的・継続的に行う活動が対象であり、臨時の活動は対象となりません。

Q 4 台風や大雨の時に自治会役員が見回りなどの防災活動を行っているときの事故は対象となりますか。

A 台風や大雨は、事故のケースにより、対象となることもあります。このほか、落雷、鉄砲水なども同様です。

なお、主に免責となるのは、地震、噴火、洪水、津波若しくはこれらに類似の自然変象に起因する損害賠償責任事故や地震若しくは噴火これらによる津波によって生じた傷害事故です。

Q 5 自動車の運行に起因する事故は対象となりますか。

A 自動車の運行に起因する事故は、賠償責任事故の免責条項に該当しますので対象とはなりません。なお、傷害事故は対象となります。

《事例1》

こども会野球部で、監督が運転するマイクロバスで遠征試合に行く途中、ガードレールに衝突し、監督と選手が負傷した場合

↓

事故が自動車の運行に起因するため、賠償責任事故の対象とはなりません。

また、監督は傷害事故の対象となりますが、選手については、スポーツを主な目的とする団体であるため、傷害事故の対象とはなりません。

この事故の場合、自動車損害賠償責任保険等で救済される場合があります。

《事例2》

障がい者の一時預かりを行っているボランティアが、預かることになっている人を自動車で迎えに行き、帰る途中で事故を起こし、両者とも負傷した場合

↓

事故が自動車の運行に起因するため、賠償責任事故の対象とはなりません。

また、ボランティアは傷害事故の対象となりますが、預かった人は市民活動の参加者ではありませんので、傷害事故の対象とはなりません。

この事故の場合、自動車損害賠償責任保険等で救済される場合があります。

《事例3》

自治会で側溝清掃を行っているときに、会員が通行中の自動車に跳ねられ、負傷した場合

↓

傷害事故の対象となります。

また、清掃の指示をしていた役員に過失があり、法律上の損害賠償責任を負わなければならないときは賠償責任事故の対象となります。

Q 6 保険金請求の時効はどのくらいですか。

A 保険法の定めにより、次のとおりです。

賠償責任事故は、示談の成立若しくは裁判所の判決損害額が確定した時点より3年となります。

傷害事故は、完治若しくは事故の日から180日経過した時点のいずれか早い時点より3年です。

ただし、いずれも事故の日から30日以内に保険会社へ事故通知がされていることが必要です。

【賠償責任事故編】

Q 7 賠償責任がある場合は、すべてこの制度の対象となりますか。

A この制度で対象となる賠償責任事故は、市民団体及び指導者等が市民活動中の管理、監督の不手際や指導、誘導のミスなどによって、参加者やその他の第三者の生命、身体若しくは財物に損害を与え、「法律上の損害賠償責任」を負う場合です。この「法律上の損害賠償責任」とは、民法に規定のある「不法行為の要件」に該当するものです。

したがって、道義的責任等から見舞金等を支払っても、この制度の対象にはなりません。また、法律上の責任がある場合でも、保険約款や特約に定められた免責条項に該当するものは対象になりません。

さらに、不可抗力による場合や被害者の不注意により生じた場合の事故は、必ずしも法律上の賠償責任を問われることはないため、対象にならない可能性があります。

※参考【民法第709条】

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

Q 8 当事者間だけの示談でも支払いの対象になりますか。

A 示談でも支払いの対象になりますが、たとえ賠償責任があるとしてもむやみに高額の賠償金を払った場合は、客観的に妥当性のある金額しか保険会社からは支払われません。当事者間で示談する前に協働推進課に御相談ください。

Q 9 スポーツの試合や練習中の事故に賠償責任はありますか。

A スポーツ事故には不可避的要素があり、スポーツ自体にもそれぞれ一定のルールと

多少の危険が潜んでおり、スポーツをする者もそのことを認識したうえで行うのが一般的です。このことを「危険の同意」と言い、プレーヤー同士の事故においては指導者等が責任追求、つまり不法行為の責任を問われることはありません。

ただ、法によって禁止されている競技、法律や秩序の違反、あるいは指導者等の怠慢によって発生した事故の場合はこの限りではありません。

また、同じスポーツの事故といっても、例えば、野球の練習中に指導者が打ったボールが球場の外に飛び出し、付近の民家のガラスを割ったような場合は、当然被害者に対して賠償責任があります。

【傷害事故編】

Q10 傷害事故で対象となる傷害とは何ですか。

A この制度で対象となるのは、市民活動中に発生した急激かつ偶然な外来の事故による身体の傷害をいいます。

「急激」とは、基本的には、傷害が疾病のような自然の原因から発生するものと区別する意味において用いられるもので、原因又は結果の発生を避け得ない程度に急迫した状態をいいます。したがって、職業病や靴づれ、しもやけ、野球肘などは対象となりません。

「偶然」とは、基本的には、傷害を引き起こした原因に偶然性が求められる訳ですが、さらには、自然の原因の自然の結果とされる疾病に対置する意味において用いられるもので、原因の発生が被補償者自身にとって予知できない状態をいいます。したがって、心臓発作、脳溢血等の内蔵疾患などは、自然の原因の自然の結果として位置付けられ、偶然性を欠くこととなります。

「外来」とは、通常、内在に対する言葉として用いられるものであり、傷害事故においては身体傷害の発生の原因が身体に内在するものでなく、外部にあることをいいます。したがって、同じ腰痛でも、重いものを持ち上げたために腰を痛めた場合は、対象になりますが、長年の蓄積により腰痛になった場合は対象にはなりません。外部にあることをいいます。

「傷害」とは、けがという概念がほぼ相当しますが、けがよりも少し広い意味を持ち、次のような場合もあります。

いわゆる、けがを伴わない死亡事故も、急激かつ偶然な外来の事故に起因するものであれば対象になります。（例）煙、ガス等の有毒物質の一時的吸収による窒息死（光化学スモッグ等によるもの）、水を飲み呼吸不能に陥り溺死。

ただし、慢性アルコール中毒、継続的に吸入、吸引又は摂取した結果の中毒症状のような場合は対象にはなりません。

Q 1 1 いったん治癒したケガが再発しました。この場合も制度の対象となりますか。

A 当該事故と因果関係があると医師が証明するものについては、この制度の対象となります。ただし、対象となるのは事故の日から180日以内です。

Q 1 2 心臓マヒ、心臓発作は傷害事故の対象となりますか。

A ある行為の結果、心臓マヒ、心臓発作を起こすことは客観的にみれば、偶然なものであるかもしれませんが、原因事故から結果への経過をたどれば、疾病そのものの経過をたどっているに過ぎず、不可避的結果の事故であるといえないので、この意味で対象となりません。

Q 1 3 ケガが原因で病気になった場合もこの制度の対象になりますか。

A ケガと直接因果関係にある病気（例…破傷風、敗血症等の創傷伝染病）の場合には、その病気についてケガそのものと同様に、この制度の対象となります。

ケガの治療中にそのケガと因果関係のない病気にかかった場合（例…骨折の治療中、肺炎になった。）、その病気のためのみの治療期間については、この制度の対象とはなりません。

Q 1 4 傷害補償金請求の際には医師の診断書を必ず提出しなければなりませんか。

A 補償金請求金額が10万円を超える場合は、実通院日数など補償金確定をする際に必要事項を知るため、診断書（保険会社所定のもの）を提出してください。なお、診断書は傷害の程度を立証するためのもので、その費用は本人の負担となります。

補償金請求金額が10万円以下の場合は、診断書は不要です。市民活動災害補償制度災害補償金請求書兼医療照会同意書（保険会社の所定）に本人が必要事項を記入して提出してください。なお、入通院日を確認するため、全ての領収書と診察券の写しをご用意ください。

Q 1 5 免責事項の他覚症状とはどういうことですか。

A 約款上、他覚症状のないむちうち症（頸部症候群）又は腰痛は、免責となっています。これは自分がむちうち症又は腰痛で、首、腰が痛いと訴えることにより、不正に補償金を請求したり、あいまいな補償金請求を排除したりする意味で免責としています。

このため、むちうち症又は腰痛であっても、客観的に証明できる医師の診断書等が提出されれば制度の対象となります。

ただし、経年性（老人性）や職業性のものは、たとえ他覚症状があっても対象とはなりません。